

1 はじめに～和歌山市における景観形成の意義～

この章では、本計画の策定にあたっての基本的な事項を述べます。

1. 景観とは

「景観」とは、山林や海、河川などの自然、建築物、道路などの人工物、さらにはそこで営まれている人々の活動が重層的に積み重なって育まれたものの総体を表すものです。「景観」は、様々なものや活動が目に見えた形で表れた「目に見える環境」としてとらえると、理解しやすいのではないのでしょうか。

身近な景観について日頃から意識することは少ないかもしれませんが、旅行などで素晴らしい景観に出会うと感動を覚えたり、他のまちから帰って来た時に自分のまちの景観にほっと安心感を覚えたり、そのような体験が皆にあるはずです。

そうした景観は一朝一夕にできるものではありません。長きにわたって守られてきた自然、脈々と培われた歴史、文化、そして連綿と受け継がれた人々の暮らし、営み、それらが結果として、良好な景観を形作っているのです。

和歌山市には、史跡和歌山城、和歌の浦、加太、友ヶ島、紀の川など、歴史遺産や豊かな自然があり、それらを核とした他にはない特徴的な景観が形成されています。また、地域に目を向ければ、地域の歴史やなり立ちを基礎として、永い生活の営みの中で育まれた多様な景観が見られます。しかしながら、多くの人がある価値や、活用の方法について気づいていない状況にあることは否めません。

これらの景観の良さを共有、発信しながら、それらを守り、育てるとともに、さらにより良いものに創っていくことが景観形成です。

2. 景観形成の意義

では、なぜ本市にとって景観づくりが必要なのでしょうか。その意義について、以下の3つが挙げられます。

①景観を見つめ直すことで、地域の良さを再認識することができ、地域の誇り、愛着の醸成へとつながる

本市の各地域にある景観を見つめ直す作業を通じて、地域の良さをあらためて共有、再認識することができ、それがひいては地域や本市への誇り、愛着の醸成へとつながっていくことが期待できます。

②景観を良くすることで、地域を元気にすることができる

本市は中心市街地が衰退するなど地域の活性化が重要な市政課題です。その中で、ほかにはない本市の景観の良さや魅力を見だし発信する、景観に留意した開発、整備を進めるなど、景観に着目したまちづくりを進めることで、市民のまちづくりへの関心を醸成するほか、市外からの来訪者、市の出身者など外からの関心をも呼び込み、観光や地域活性化などへとつなげていくなど、景観が地域を元気にすることができます。

③景観という観点からまちづくりを総合化できる

「景観」とはまちづくりが目に見える形で出来上がったものと考えられます。そのため、景観づくりには総合的なアプローチが求められます。これまで個々に取り組んできた施策を景観という視点で結び直し、分かりやすい形でとらえ直すことが可能となります。

3. 景観計画の策定に至った背景

(1) 和歌山市における景観形成の取り組み

和歌山市は、以前から風致地区における風致景観の維持や、屋外広告物の規制、誘導、道路等の公共空間の整備に取り組むなど、魅力ある都市景観の創出に努めてきました。しかしながら、市民、事業者の景観に対する関心は総じて限定的であったと言わざるを得ません。

特に、震災で大半の市街地が焼失したことから歴史的まちなみがほとんど残存していません。また、復興の過程では都市基盤の充実などによる生活水準の向上が、景気の低迷期にはダメージを受けた中心市街地の活性化などが主要なまちづくりの課題でした。

(2) 景観形成に向けた全国的な潮流

我が国では、1970年代頃から景観に着目したまちづくりが徐々に浸透し、個性と魅力あるまちづくりの取組みが各地で見られるようになりました。1980年代には量から質への転換が言われ、都市づくりにおける「アメニティ¹」がキーワードとなり、各自治体で景観に関する条例を制定する動きが拡大しました。また、地区住民や各種団体が主体となり、地域単位で景観を改善・向上させていくまちづくりの取組みが広がっていきました。

平成15年7月に国土交通省は、「社会資本は量的には充足されたものの、我が国土は、国民一人一人にとって、本当に魅力あるものとなったのであろうか」との問題意識から「美しい国づくり政策大綱」を取りまとめ、「この国土を国民一人一人の資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下、行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵を切る」と宣言しました。

そして、平成16年6月、景観に関する総合的な法律である景観法が制定され、地方公共団体が自らの創意工夫のもと景観まちづくりに取り組むための枠組みが整備されました。

これを受け、和歌山県においては、平成20年12月に和歌山県景観計画が策定され、また平成21年3月に高野町景観計画が策定されるなど、県下でも良好な景観の形成に向けた施策がスタートしています。

(3) 景観施策の本格的な展開に向けた景観条例の制定、景観計画の策定

本市においては、個性的で都市の存在感と暮らしに誇りが持てる景観形成に向け、平成21年3月策定の長期総合計画の政策「都市景観の形成」の重点施策に「景観計画策定」を位置づけた上で、平成23年7月に「和歌山市景観条例」を制定し、同9月には「和歌山市景観計画」を策定しました。

この計画の中で、市の景観形成の理念、目標を定め、良好な景観形成に向けた施策、事業を展開してきました。

¹ アメニティ：環境などの「快適性」を表す概念。

4. この間の景観形成を取り巻く動き

景観条例を制定、景観計画を策定した後の、本市の景観形成を取り巻く動きについて概観します。

(1) 景観条例・景観計画に基づく景観施策の展開

①全市における景観形成

全市を景観上の特徴やまとまりから10の類型に分類し、景観形成の目標、方針を設定することで、良好な景観形成に向けた将来の方向性を明らかにしました。

その上で、特に景観上影響の大きい大規模建築物等に対して遵守すべき景観形成基準を定め、大規模建築物等の届出制度により、周辺への配慮等を求めてきました。

市民・事業者の間でもこれらの手続きが定着し、景観に配慮した物件の立地が実現しています。

②景観重点地区及びその周辺における景観形成

市を象徴する景観として重要な地区を「景観重点地区」として、これまでに「和歌山城周辺景観重点地区」「和歌の浦景観重点地区」の2地区を指定しました。これらの地区では、地区の特性に応じた景観形成基準を定め、小規模なものも含めた建築物等の届出制度を運用し、景観重点地区として一層の配慮を行ってきました。

これらの取組みにより、周辺の景観に配慮された建築物の誘導が一定実現しています。

③地域における景観まちづくりの進展

市内各所の景観資源を発掘・整理し、それを共有・発信する取組みとして、絵画コンクールやまちあるき等の啓発事業や、市内を8地域に分けた景観マップの作成を進めてきました。

また、地域が抱える問題解決のために景観を切り口とした住民主体の取組みを促すため、景観に関するワークショップを開催し、良好な景観形成に向けた住民等による話し合いを支援しています。

表 景観条例制定・景観計画策定以後の主な景観施策・事業

年度	①計画・条例	②その他事業	③市民への啓発事業
H23	景観条例制定（7月） 景観計画策定・和歌山城 周辺景観重点地区指定（9 月）	雑賀崎・田野・和歌浦景観 ワークショップの開催 （H24年1月～7月）	「城下町の痕跡を訪れる」（9月） 「景観絵画コンクール」（9月） 「万葉の地和歌浦を訪ねる」（11月） 「景観まちづくりシンポジウム」（12月）
H24	和歌の浦景観重点地区指 定・屋外広告物条例改 正・景観ガイドライン等 策定（3月）	設計者が考える景観ワー クショップの開催 （8月～10月）	景観ホームページ開設 「プレバルええとこ発見」（9月） 「近代建築のあるまちなみ」（11月） 「和歌浦景観ウォーク」（3月）
H25		景観資源調査実施	
H26	風致地区見直し・市条例 制定・屋外広告物条例一 部改正（4月）	山東盆地の風景を考える ワークショップの開催 （7月～12月） 景観まちづくり地区検討	
H27		山東盆地風景づくりガイ ドブック作成（6月）	「講演会～みんなが行ってみたいと思 う観光地とは」の開催（7月） わかやまし景観ガイドの発行（市内8地 域） 山東の自慢募集の実施 「和歌の浦まちづくりシンポジウム」開 催（2月）
H28	太陽光発電設備等の設置 に関する景観ガイドライ ンの策定（8月） 歴史まちづくり法の活用 検討	雑賀崎・紀三井寺周辺にお ける景観まちづくりワー クショップの開催 （H29年1月～12月）	

（2）上位・関連計画の策定・改定

景観計画が策定された後に、関連する上位・関連計画の策定、改定等が相次いで行われました。

とりわけ中心市街地の再生や都市機能の強化、まちなかのにぎわい創出、観光・交流のまちづくりなど、市の活力創出に向けた取組みが重点的に位置づけられています。

- ・ 第5次和歌山市長期総合計画（平成29年3月）
- ・ 和歌山市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年10月）
- ・ 和歌山市都市計画マスタープラン（平成29年3月）
- ・ 和歌山市立地適正化計画（平成29年3月）

5. 今後の景観形成に向けた課題に対応した計画の改定

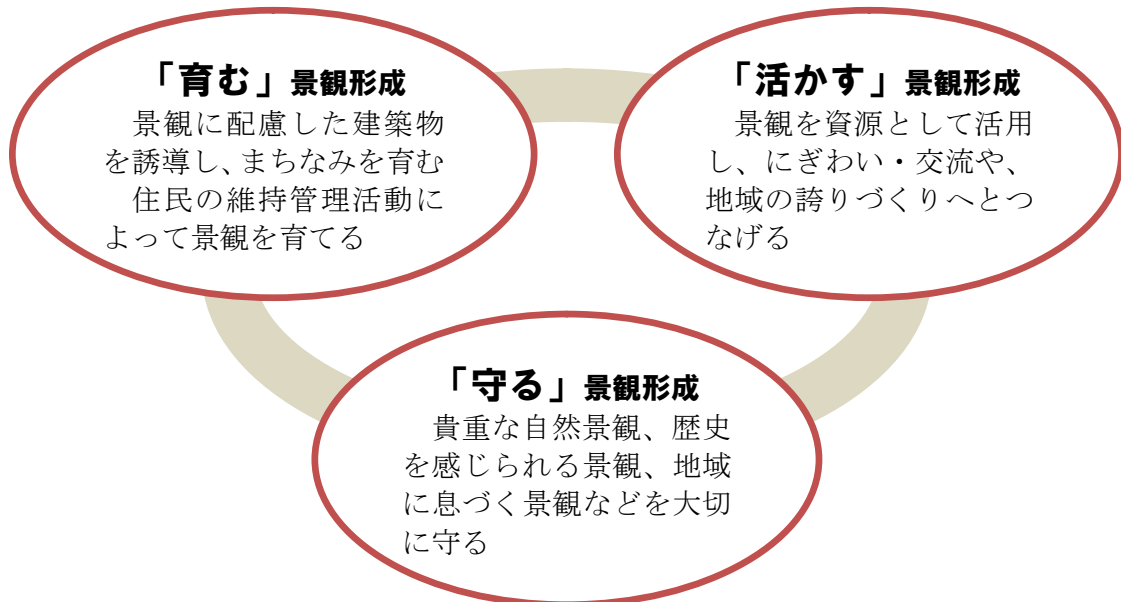
これまでの景観施策の展開や、上位・関連計画の改定、さらにはその他のまちづくりの進展や社会経済情勢の変化などを踏まえ、以下の点について景観計画の改定を行いました。

(1) 「守り・育み・活かす」景観形成

これまでの景観計画に基づく取組みは、全市や「景観重点地区」における景観の誘導など、良好な景観を「守る」取組みを軸としたものでした。

一方で、この間、中心市街地の再生、まちなかのにぎわい創出、観光・交流のまちづくりへの要請は一層高まり、各種ハード・ソフト事業も進行しており、保全に加え、資源を育み、まちづくりに積極的に活かしていく取組みが求められています。

これからも良好な景観を大切に「守る」ことを基本とした上で、さらに、「育む」景観形成（周辺の景観に配慮した建築物を誘導しながらまちなみを育む景観形成、住民がその景観を美しく保ったり手入れをしたりしていく景観形成、その魅力や価値を共有しながらよりよいものに育てていく景観形成など）、「活かす」景観形成（さまざまな人が景観を楽しみ、にぎわい・交流を生み出す景観形成や、景観資源をまちづくりに活かし、誇り・愛着を生み出す景観形成など）にも重点を置いた改定を行いました。



(2) 「景観まちづくり」による景観形成

多くの市民が大事と思う優れた景観や特徴的な景観を有する地区においては、「景観重点地区」に指定し、景観形成に取り組んできました。

一方で、地域固有の景観を有する地域はその他にも多く存在し、景観を切り口とした地域活性化やにぎわいづくりの取組み、それを通じた地域コミュニティの活性化につなげる取組みなどの必要性が高まっています。

この間、景観まちづくりワークショップ等を通じて、地域での景観の再発見や構想づくりを支援してきましたが、その後のステップアップを支援する枠組みづくりが必要となっています。

住民等が主体となって地域の景観の価値を再認識し、まちづくりに活かしていく「景観まちづくり」に重点を置いた改定を行いました。

(3) 実情に応じた景観誘導の基準等の見直し

良好な景観形成に向けて、大規模建築物や工作物等を対象とした景観形成基準を設定し、届出制度を実施してきましたが、色彩など「周辺に配慮」といった定性的で運用が困難な基準もあり、課題となっていました。

また、近年は大規模な太陽光発電施設（メガソーラー）の立地の相談が増えています。

これまでの運用実績や、近年の建築動向等の実情に応じて、色彩基準の明確化（マンセル値の設定）や、太陽光発電設備等の設置に関する景観ガイドラインの策定及び届出対象行為に関する記載内容の改定を行いました。

6. 計画の位置づけ

和歌山市が持つ良好な景観を、市民、事業者、行政の協働により保全し、創造し、将来に継承していくことにより、市民生活の向上や地域経済と地域社会の健全な発展をめざしていくため、景観法を活用した総合的な景観施策の展開を図っていくものとします。

そこで、景観法の運用にあたっての手続きなど必要な事項を定めるとともに、良好な景観の形成に向けたそれぞれの主体の責務などの基本的な枠組みを定める「**和歌山市景観条例**」を制定しています。

あわせて、景観法および和歌山市景観条例に基づき、良好な景観形成に向けた理念、目標と方針、その実現に向けた基本的な事項を定める「**和歌山市景観計画**」を策定しました。これらの位置づけについては図1のとおりです。

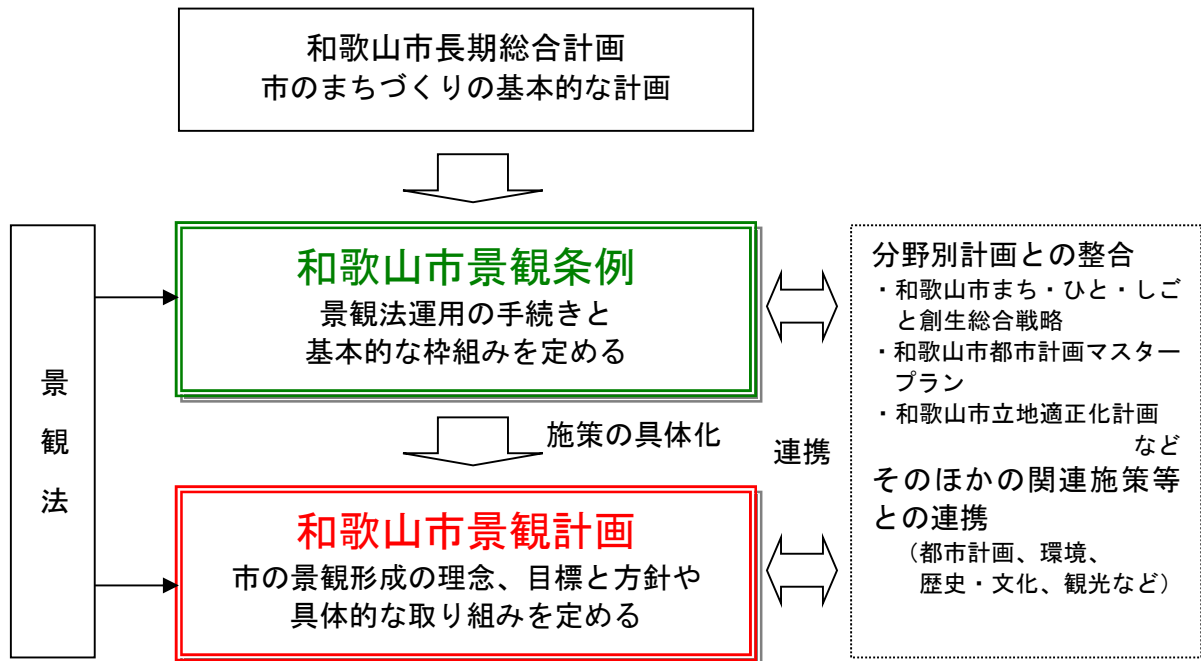


図1 和歌山市景観条例・和歌山市景観計画の位置づけ

7. 計画の対象範囲（景観計画区域）

和歌山市が有する良好な景観は、地形・自然、歴史・文化による基礎の上に、市街地形成による景観の変容を経て形成されており、市全域に多様な景観が見られます。これら全てを含めた市全体の景観形成を総合的に推進していくという趣旨から、景観計画区域を「市全域」と設定します。